

「もんじゅ」について

平成29年7月21日

文部科学省

「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針」の概要

1. 政府としての責務

- 「もんじゅ」を国策として推進してきた経緯を踏まえ、概ね30年で廃止措置作業を完了することを目指して、原子力機構任せにすることなく、政府として主体的に検討・調整を行う。適切な予算の措置に努めるなど、責任を持って取り組んでいく。
- 使用済燃料、ナトリウム及び放射性廃棄物の搬出及び処理処分については、政府として責任を持って取り組む。
- 使用済燃料については、安全に炉外に取り出したうえで、当該使用済燃料の再処理を行うために県外に搬出することとする。再処理に向けた搬出の方法及び期限などの計画については、燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業が終了するまでに（概ね5年半）、検討を行い結論を得て、速やかに搬出する。
- ナトリウムについては、安全措置を確実にした上で、県外への搬出の方法及び期限などの計画（再利用や売却を含む）について検討を行い、燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業が終了するまでに結論を得て、速やかに搬出する。これを踏まえ、原子力機構とともに、再処理施設への使用済燃料の搬出及びナトリウムの搬出及び処理処分に向けて取り組んでいく。
- 研究施設等廃棄物については、政府が原子力機構と一体となって、県外への搬出に向けて廃棄施設の整備に係る取組等を進め、当該廃棄施設等に廃棄する。

「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針」の概要

2. 廃止措置実施体制

(1) 政府一体の指導・監督

- 「もんじゅ」廃止措置推進チーム、「もんじゅ」廃止措置現地対策チームの設置。

(2) 国内外の専門家による第三者評価

- 原子力、ナトリウム、リスク評価等の専門家で構成された文部科学省の「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合による助言及び評価。

(3) 廃炉実証のための実施部門の創設

- 原子力機構は、外部の人的支援や協力を得て新たな体制を構築。当該部門の長に人事、予算管理等の権限を集中し、自主的な運営を可能とする体制を整備。

3. 原子力機構が基本的な計画に含める事項

- 安全確保を最優先に廃止措置を実施すること。
- 地元住民及び国民の理解を得る取組を進めること。
- 廃止措置に特化した実施体制を、産業界や内外の専門家の支援を受けて構築すること。
- 「もんじゅ」の特徴を踏まえた、課題の整理・体系化、適切な目標やマイルストーンの設定、廃止措置に係る戦略の明確化を行い、適切な廃止措置計画を策定すること。
- 適切に予算を配分するとともに人員を配置すること。
- 地元企業の参入促進、雇用拡大への努力など、地元経済への貢献に努めること。
- 使用済燃料、ナトリウム、廃棄物の搬出及び処理処分の方針を示すこと。
- 廃止措置を通じて知見やデータ等の収集・蓄積を行うこと。

原子力機構「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」の概要

原子力機構は、政府の「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針」に基づき、基本的な計画を策定。

1. 外部からの人的支援や協力を得て、新たな実証部門を創設し、「もんじゅ」が立地する敦賀地区において迅速かつ柔軟に意思決定を行い、円滑に廃止措置を進めるため、当該部門の長に人員、予算等の権限を集中。
2. 政府一体となった指導・監督の下、廃止措置を安全、着実かつ計画的に実施し、国の確認、第三者の評価を受ける。
3. 廃止措置作業は、安全確保を最優先に、概ね30年で完了することを目指す。当面は燃料体取出しに集中し、基本的な計画の策定から約5年半での燃料体取出し作業の終了を目指す。
4. 使用済燃料、ナトリウム、放射性廃棄物については、推進チームの下、政府の基本方針に基づき、政府の県外への搬出についての検討に資するため、技術的な検討を着実に実施。
5. 廃止措置のための技術開発等、廃炉実証を通じて得られる様々な知見を整理・蓄積。
6. 地元経済に大きな影響を与えないよう、人員を当面維持すると共に、「エネルギー研究開発拠点化計画」に積極的に参画することで、地域振興の取組みに貢献するとともに、立地地域並びに国民の理解を得る取組みを行う。

「もんじゅ」の廃炉に係る実施体制 及び 周辺地域の新たな拠点化

